

令和 7 年 5 月 20 日

市政記者クラブ 様

監査事務局管理課長 高橋

TEL 9 7 2 - 3 3 1 8

※ 詳細は、最終ページに掲げる
連絡先へお問い合わせください。

監査の結果について

監査委員から、令和 7 年名古屋市監査報告書（第 2 号）を令和 7 年 5 月 19 日に議会及び市長へ提出しました。

今回の監査では、利用率が低いタブレット端末の有効活用に関する指摘を始め、計 51 項目の指摘を行うとともに、是正改善や再発防止などの措置を講じるよう求めました。

1 監査の概要

(1) 監査の対象・指摘事項数

区分（※）	対 象	指摘事項数
事務監査	防災危機管理局（公の施設の指定管理者を含む。）	2
	観光文化交流局（公の施設の指定管理者を含む。）	7
	環境局	4
	健康福祉局（公の施設の指定管理者を含む。）	20
	消防局	4
工事監査	環境局（工事）	2
	上下水道局（工事）	2
出資団体監査	・ 公立大学法人名古屋市立大学 ・ 名古屋市住宅供給公社 ・ 名古屋高速道路公社 ・ 名古屋臨海高速鉄道株式会社	10
合 計		51

※ 地方自治法第 199 条第 1 項・第 2 項・第 7 項に定める、財務監査・行政監査・財政援助団体等監査として実施

(2) 監査の実施時期

令和 6 年 3 月から令和 7 年 3 月まで（今回公表分の全体として）

(3) 監査の方法

事務監査

収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、書類等突合、実査等を行った。

工事監査

環境局（工事）は 43 件、上下水道局（工事）は 138 件の工事及び委託を抽出し、設計・積算・施工・検査等が適正に行われているかについて、書類等突合、実査等を行った。

出資団体監査

団体の出納その他の事務について、書類等突合、実査等を行った。

2 主な指摘事項

対 象	主な指摘事項	報告書 ページ
防災 危機管理局	備品の管理について - 区役所において、消防、防災器具類として備品台帳に登載されている備品について、後日発見されたものの、実査日時時点で所在を確認できないものが 1 点あった。 - 災害時に必要な備品が速やかに使用できるよう、備品の管理及び毎年の照合点検を確実に実施されたい。	P3 指摘 (1)
観光 文化交流局	自主事業に係る経費の支出について - 指定管理者から本市に提出された決算書等について、自主事業に係る経費の計上誤りがあり、収入額から経費を差し引いた本市への納付額が過少となっていた。 - 指定管理者は、決算書等を修正し不足額を追加で納付されたい。また、今後は適正に決算書等を作成されたい。 - 観光文化交流局は、提出された決算書等の内容を精査し、正確な作成について指導されたい。	P15 指摘 2 (1)
環境局	適切な予算の執行について - 環境事業所の塀改設工事に伴い、洗濯室等を撤去した上で洗濯機置場の新設を行ったが、工事終了後も使用されておらず、工事の際に設置した仮置場を継続して使用していた。 - 工事を行う際にはその必要性や有効性を十分に検討し、所管課と事業所等で協議した上で判断し、適切な予算の執行に努められたい。	P28 指摘 (1)

対 象	主な指摘事項	報告書 ページ
健康福祉局	環境業務業務用タブレット端末について ・ペーパーレス化など業務の効率化を目的として導入された56台のタブレット端末のうち、令和 6年 4月から10月において、全く使用されていないタブレット端末が29台、利用日数が 1日から 5日のタブレット端末が20台であった。 ・タブレット端末が利用されるよう取り組むとともに、他の用途への有効活用についても併せて検討されたい。	P52 指摘 (16)
消防局	救急救命士の教育訓練用資器材に係る経費の分担について ・愛知県、岐阜県及び三重県下の消防本部から研修生を受け入れる際の資器材に係る経費負担において、本市及び三県が覚書により事前に定められた金額を分担していたが、資器材購入に係る支出が分担金による収入を上回っており、支出超過分を本市のみが負担していた。 ・経費の分担が本市及び三県で公平となるよう、覚書の見直しについて三県と協議されたい。	P66 指摘 (4)
環境局 (工事)	建築設備等の維持管理について ・建築設備等の定期点検において、環境事業所等11施設で防火扉が閉鎖しないなど要改善の報告を受けていたが、対応しておらず、うち 9施設では複数年対応していなかった。 ・不良箇所を速やかに改善し、常に建築基準法等の基準に適合するよう施設の維持管理に努められたい。	P72 指摘 (1)
上下水道局 (工事)	適正な給水管の設計について ・新築建物内に給水管を設置する設計において、給水管を変電設備の直上に設置していた。 ・火災や感電事故発生のおそれがあるため、給水管を是正するとともに、今後同様な設計にあたっては、建築設備設計基準等に適合した設計とするよう局内に周知されたい。	P75 指摘 (1)
公立大学法人 名古屋市立大学	債権の管理について ・補助金、受託研究及び財産貸付などの収入に係る債権のうち、64件について、未収となっていることが把握されておらず、回収計画の策定や督促なども行われていなかった。 ・速やかに債権の状況について総点検を実施した上で、マニュアル等を作成するとともに、組織的に管理する仕組みを構築し、債権管理を適正に行われたい。	P80 指摘 (1)

対 象	主な指摘事項	報告書 ページ
名古屋市住宅供給公社 ・ 名古屋高速道路公社	インターネットバンキングの利用権限の設定について - 金融機関のインターネットバンキングの利用権限について、一人の職員に振込登録及び振込承認の権限が付与されていた。 - 一人の職員が両方の権限を有しないよう利用権限を見直されたい。	P98 指摘 (1) ・ P105 指摘 (1)

3 主な意見

対 象	主な意見	報告書 ページ
防災 危機管理局	災害対策の更なる推進について - 本市では、災害による被害を防ぎ迅速かつ的確に復旧・復興するため、災害対策実施計画に基づき災害対策事業を進めているが、一部進捗に課題のある事業が見受けられる。 - 災害対策事業を効果的に進めるためには、事業者を含む市民の理解と協力が不可欠であるが、本市では、近年大規模災害が発生しておらず、市民の危機意識の希薄化が懸念される。 - 防災危機管理局においては、市民の防災意識の一層の向上を図るため、戦略的かつ効果的な普及啓発に努めるとともに、統括局としてリーダーシップを発揮し、本市の災害対策を推進されたい。	P6 意見
消防局	適正な会計事務の執行について - 今回の監査では、作為的に契約を分割していたと疑われかねない事例や、他都市との経費分担が公平となっていなかった事例が見受けられた。 - 消防局においては、今回の監査結果を踏まえ、研修内容を充実させるなど職員一人ひとりの意識向上を図り、適正な事務の執行に努められたい。また、他都市との経費分担については、今後も愛知県との消防学校の共同設置が予定されていることなどから、その検討の際には、局全体としてコスト意識を持って取り組まれたい。	P70 意見 2

対 象	主な意見	報告書 ページ
上下水道局 (工事)	適正な設計及び積算に向けた取組について - 給水管を変電設備の直上に設計した事例や設計において間接工事費の算定を誤った事例が見受けられた。 - 基準等の認識不足や思い込みによる確認不足があると思料される。 - O J Tの推進や設計照査方法の改善など実効性の高い組織的なフォロー体制の強化に取り組まれない。 - 職員の技術習得への意識高揚を図り、自律的な学びを促進させるとともに、デジタル技術等を活用した効率的かつ効果的な人材育成に努められたい。	P78 意見
公立大学法人名古屋市立大学	統括機能の強化について - 一連の附属病院化により、短期間のうちに組織が急速に拡大している一方で、法人全体としてのルールや事務の統一化が追い付いておらず、各事務を統括すべき部署による統制も十分に機能していないことがうかがわれる。 - 今一度、法人全体の事務について、効率化・合理化の観点から見直しを行うとともに、統制上の不備がないかを分析した上で、マニュアルや組織的な管理体制の再整備を行い、統括機能の強化を図られたい。	P85 意見

監査報告書の内容は、名古屋市公式ウェブサイトからご覧いただけます。

URL <https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/56-2-7-0-0-0-0-0-0-0-0.html>



二次元コード

(質問等連絡先について)

監査対象	連絡先
防災危機管理局（公の施設の指定管理者を含む。） 観光文化交流局（公の施設の指定管理者を含む。） 環境局 健康福祉局（公の施設の指定管理者を含む。） 消防局	監査課長 根崎（Tel972-3326）
環境局（工事） 上下水道局（工事）	担当課長（工事監査） 田中（Tel972-3329）
公立大学法人名古屋市立大学 名古屋市住宅供給公社 名古屋高速道路公社 名古屋臨海高速鉄道株式会社	管理課長 高橋（Tel972-3318）